

令和6年10月1日

認定工場所有会社 御中

公益社団法人日本下水道協会
技術部 規格検査課
課長 岡本 直久
(公印省略)

「公益社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定規程」の
一部改正について（周知）

日頃より、本会の運営および認定工場制度にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて昨年度、認定工場制度において認定標章を不正に使用した事案を受け、令和5年6月8日付で認定工場所有会社へ「認定の取消し」の措置を実施しております。こうした認定資器材に関わる不正は、下水道事業者や請負事業者に対して認定資器材の品質だけではなく、認定工場制度自体の信頼性を損なう結果となります。

このため、認定規程の見直しとして、「認定の取消し」および「認定資器材の一次出荷停止」などの条項を補完・整備いたしました。

つきましては、各社および各認定工場におかれましても、規程改正の趣旨及び改正内容を十分ご理解のうえ、責任技術者を通じて工場関係者への周知を徹底されたい。

以上